

守口市災害見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の住民で災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に至らない災害による被害を受けた者に見舞金を支給することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「災害」とは風水害、震災、火災並びに爆発等の原因により生ずる被害及びこれに準ずる被害をいう。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次のとおりとする。

災害の程度		見舞金基準額	
		単身世帯	複数世帯
全壊（焼）		一世帯につき 20,000円	一世帯につき 40,000円
半壊（焼）		一世帯につき 15,000円	一世帯につき 30,000円
一部被害		一世帯につき 10,000円	一世帯につき 20,000円
死亡		一人につき	50,000円
重症	治療期間60日以上	一人につき	10,000円
	治療期間60日未満	一人につき	5,000円
軽症		一人につき	3,000円

(災害程度の判定基準)

第4条 災害程度の判定基準は、別表で定める。

(見舞金の支給)

第5条 見舞金は、世帯主又は遺族に支給する。ただし、当該災害の原因者には、支給しない。

(請求)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害を受けた後、1年以内に守口市災害見舞金支給請求書(別記様式)及び災害を確認することができる証明書を提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 守口市災害見舞金支給要綱(昭和44年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年2月17日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の守口市災害見舞金支給要綱の規定は、平成7年1月1日以後に支給すべき事由の生じた災害から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の守口市災害見舞金支給要綱の規定は、平成25年4月1日以後に支給すべき事由の生じた災害から適用する。